

# いたくら 議会だより

今月の  
主な内容

- ◆ 9月定例会・議案審議 …………… 2 P
- ◆ 一般質問 …………… 4 P
- ◆ 平成30年度決算認定 …………… 8 P
- ◆ 人事案件・町長最終日あいさつ ……12 P
- ◆ 事務事業評価・議長室エッセイ ……13 P
- ◆ 町政へ一言 …………… 14 P

2019 11 / 1

第151号



町内の小学4年生が地域の水災害を学ぶ  
水防学校（台の川水防センターにて）



## 幼児教育・保育の無償化に関する条例を制定 一般会計・介護保険特別会計の補正予算を可決 平成30年度決算を原案どおり認定

令和元年第3回定例会が、9月10日から20日までの11日間の日程で開催されました。今回の定例会では、諮問1件、同意3件、報告1件、承認1件、条例の制定議案3件、条例の一部改正議案10件、町道路線の廃止及び認定議案2件、補正予算議案2件、平成30年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定議案5件、請願1件、発議1件の合計30議案が審議されました。

9/10(火)  
議会  
初日

### 議決議案

#### ◆板倉町森林環境譲与税基金条例の制定について

平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境譲与税が交付されることとなりました。森林環境譲与税は森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てることとなっており、使途の明確化を図るため基金を設置する

ものです。なお、森林環境税については、令和6年度から個人住民税に国税として千円が上乗せされます。

#### Q 荒井議員

森林環境譲与税は、段階的に令和元年度から3年度までは58万9千円、4年度から6年度までは88万1千円、7年度から10年度までは124万9千円が町に譲与されるが、その算出基準を伺いたい。また、森林環境税は令和6年度からの賦課ということなので、町民への周知をお願いしたい。

#### A 根岸企画財政課長

算出基準については、森林面積が50%、林業就業者数が20%、人口が30%となっております。また、周知に関しては、国税ということで国において行うかと思いますが、同様に町でも周知していきたいと考

えています。

◆板倉町子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、条例を制定するものです。主な内容としては、3歳以上の教育・保育認定子どもと非課税世帯の3歳未満の保育認定子どもに係る利用者負担額を一律ゼロ円とし、利用者負担額の減免対象範囲を3歳未満の保育認定子どもに限定するものです。

◆板倉町条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年4月1日に

施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。主な改正内容については、軽自動車税(環境性能割)の臨時的軽減の導入やグリーン化特例の適用対象車を電気及び天然ガスの乗用軽自動車に限定するほか、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親を非課税措置の対象者に加えるものです。

### 補正予算質疑

初日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係議案2件の審査を行いました。

#### 議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,445万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億4,668万3千円とするものです。

#### Q 針ヶ谷委員

一般補助施設整備等事業債の呂土営農業水路等長寿命化・防災減災事業海老瀬・細谷地区として490万円の追加とある。事業の内容について伺いたい。

#### A 伊藤産業振興課長

呂梁土地改良区が主体となつて行う事業となります。板倉川と29号水路に設置されている堰が老朽化等により故障しているため、整備を行うものです。

#### Q 青木委員

子育てのための施設等利用給付事業の施設等利用負担金の追加とある。内容について伺いたい。

#### A 橋本福祉課長

認可外の保育施設へ一時的に子どもを預けている方についても、町から保育の必要性の認定を受けることで無償化の対象となるものです。認可外の人数を確認することができないため、今回は20人分を計上しました。

#### Q 荒井委員

町税徴収管理業務の町税過誤納還付金及び還付加算金に300万円の追加とある。内容について伺いたい。

#### A 丸山税務課長

主な要因は、既に法人町民税の還付金が410万円というところで想定以上であったことから、予算が不足することを見込んで補正するものです。

#### Q 青木委員

町税徴収管理業務の町税等コンビニ収納導入委託料約600万円とある。内容について伺いたい。

#### A 丸山税務課長

徴税等のコンビニ収納を導入するための経費となります。内容としては、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料の全ての納付書の作成や作成した様式にバーコードをつけるものです。また、バーコードを各コンビニ会社で正しく読み込むことができるかなどの確認作業も含まれています。

#### 議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億788万4千円とするものです。

一般質問

議会 2日目 9月11日(水)

① 森田 義昭 議員

台風15号が接近した際の町の対応は  
大字岩田滑稽地区にある排水路の管理は



台風15号が板倉町に接近した際の町の対応について

問・台風15号が板倉町に接近したが、町内の被害状況について伺いたい。

答・総務課長 特に被害があったという報告は受けていない。

問・台風が接近したときの町の対応について伺いたい。

答・総務課長 町の対応については、9月8日(日)、午後1時に災害警戒本部を設置した。午後2時、防災ラジオ、町のお知らせメール及び町ホームページ



ジ等により、自主避難所の開設について、町民に對してお知らせをした。午後5時、役場庁舎3階に自主避難所を開設。午後7時、町長、副町長、教育長及び総務課、都市建設課、産業振興課の課長、係長が登庁し、今後の対応について協議を行い、町長、副町長、都市建設課の課長、係長が役場の庁舎内で9日(月)の台

風接近に備えた。9日(月)午前6時、都市建設課の職員が町内の道路冠水や倒木等、被害状況の調査を行った。台風が通過した午前7時30分、自主避難所を閉鎖。午前8時30分、対策会議を開催し、午前9時、災害警戒本部を廃止した。

災害時における役場庁舎の設備等について

問・役場庁舎の屋上に非常用電源やキュービクル(高圧受電設備)が設置されているが、なぜ屋上に設置されているのか。その理由について伺いたい。

答・企画財政課長 役場庁舎の位置については、洪水時の浸水想定もあり、標高的に安全であるということによって選定している。そ



▲役場庁舎屋上に設置されたキュービクル

れでも想定外の事態を考慮し、重要設備については屋上に設置した。

問・洪水が発生した場合、役場庁舎が浸水することを想定している訳か。

答・企画財政課長 1,000年に1度の浸水想定というところで国から発表されているので、当然想定外の事態についても考えている。

問・災害が発生した場合、役場庁舎の一番の特徴は何か。

答・企画財政課長 設計段階から、防災、災害復旧拠点ということで、安全に機能する庁舎ということである。この庁舎を拠点に災害復旧活動を指揮していくことになる。



▲大字岩田滑稽地区にある排水路の様子

大字岩田滑稽地区にある排水路の管理について

問・大字岩田滑稽地区にある排水路については、岩田土地改良区が解散してしまったということで、大雨等で浸水した場合、どこに相談をすればいいのか。地元の区長さんから相談をされているので、管轄を伺いたい。

答・産業振興課長 岩田土地改良区が設置した排水路ということで、管理は町が行うことになる。排水路については、今後検討していきたいとは考えている。

一般質問

議会 2日目 9月11日(水)

② 本間 清 議員

情報を活用し農業の活性化を  
マイナンバーカードが健康保険証の代用に



農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針について

問・群馬県においては将来の農業の効率的かつ安定的な農業経営の確保、育成をするため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を策定している。市町村においては、この県の基本方針をもとに基本的な構想の指針とすることになっているが、農家や農業関係者の方にどのような方法で知らせや啓発活動を行っているのか。また、町ホームページには掲載し

ているのか。

答・産業振興課長 内容については農業経営基盤の促進に関する目標、農業経営規模、生産方式、経営管理の方法や農業従事に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等について、群馬県が定めた基本方針に即した構想としている。周知や啓発については、策定にかかわった方々が承知している範囲で、町のホームページには公開していない状況で、掲載については早急に取りかかる。町には現在144名の認定農業者の方がいるが、経営計画の基本となるものが町で策定している基本構想で、これを目標に情報の公表、公開を速やかに取り組むよう考えている。

農業の今後の展開は

問・町の農業従事者の共通の問題である後継者対策や増え続けるであろう耕作放棄地の方向性と対策は。

答・産業振興課長 地域農業担い手の中心である認定農業者の方々の育成、確



耕作放棄地について

問・板倉町には現在耕作放棄地はどのくらいあるのか。分りやすくする例えとして、役場新庁舎敷地の何倍くらいか。

答・産業振興課長 町内の耕地面積は2,180ヘクタールである。そのうち、耕作放棄地は22・8ヘクタールあり、庁舎敷地(1・5ヘクタール)の約15個分の面積になる。

マイナンバーカードが健康保険証の代用になるのか

問・政府は令和3年3月からほぼすべての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすると新聞記事にあった

が、町への協力要請や実施内容等についての案内はあったのか。

答・健康介護課長 今年の6月に群馬県からオンライン資格確認等システム導入に向け、初めて説明会があった。今後、国は令和3年3月に全医療保険者の準備が整うように予定している。ただし、おおむねすべての医療機関で利用できるようになるのは、早くとも令和4年度以降になると考えている。

マイナンバーカードの更新について

問・マイナンバーカードは有効期限があるが、更新日のお知らせは届くのか。忘れた時は失効になるのか。また、紛失した場合どうするのか。

答・住民環境課長 更新日の事前通知はない。有効期限前であれば手続きは簡単だが、期限後でも申請によって再取得は可能である。紛失した場合は、警察に紛失届けを出して再度交付の申請を行う手続が必要になる。

一般質問

議会 2日目  
9月11日(水)

③青木 秀夫 議員

「ウン」と「ダマシ」で合併つぶしの幹事会  
多くの関係者を欺いた責任は重大!



法定合併協議会は飾り物か

問・中里副町長は、随所で館林・板倉法定合併協議会について軽視する発言をしている。記録もある。例えば、「合併協議会の場で委員に協議事項を協議させることは、幹事会が恥さらしとなる」と、合併協議会飾り物、同意機関説を展開している。また、「板倉町の委員は、2人を除いて合併反対で意見集約できてい」と、協議、議決以前に他人(委員)の意思を侵害している。そして、

「合併協議会の議決は、法的拘束力はない」とまで発言している。一連の発言は、合併協議会の協議、議決を軽視していることになるのでは。

答・副町長 合併協議会の協議、議決が法的拘束力がないと言ったのは、合併協議会で新館林市の基本計画が策定されても、その策定後に館林、板倉それぞれの議決において新館林市策定計画を審議、議決しなければならぬ手順になっている。新館林市基本計画を協議会で、皆で苦勞して策定したとしても、その新基本計画は、館林、板倉のどちらかの議会で審議の結果、否決となれば無効となる。そういうことを想定して合併協議会の議決は、法的拘束力がないと

言っているのである。

財政シミュレーション(推計)を合併協議会に提出させない理由は

問・副町長は、平成30年3月議会で「精度の整った財政シミュレーションを合併協議会の場に示す状況にない」と答弁している。しかし、平成29年8月18日第13回幹事会の議



事録に「3パターンの財政シミュレーションを作成しているので合併協議会に提案したい」との記録がある。その時点で財政シミュレーションは、存在していたのでないか。副町長の答弁は、虚偽であったのか。

答・副町長 「うそ」は言っていない。今後進行する少子高齢化による人口減少、扶助費の増大が予測されている。そういったものが十分に勘案されていないシミュレーションであったという認識のもとに3月議会のような答弁をしたのである。そういったものが勘案されないままであればどうなるかという判断のもとに合併協議会への財政シミュレーションの提出を止めたのである。

その後財政シミュレーションを見直したのか

問・そうであるならば、平成29年8月以降、合併協議会休止に至るまでに正しく直した精度の整った財政シミュレーションを合

併協議会に提出できたはずである。その正しく見直した財政シミュレーションは、存在しているのか。

答・副町長 その後、財政シミュレーションを見直していない。

○「法定合併協議会の議決は、法的拘束力がない」

「板倉町の合併協議委員は、合併反対で意見集約できている」等の副町長発言は問題である。賛否等の意思表示の自由は、基本的人権として法令で保護されている。その基本的人権を侵害している発言は責任重大である。



一般質問

議会 2日目  
9月11日(水)

④今村 好市 議員

行政運営の指針となる  
第2次中期事業推進計画は!



県または多くの市町村が策定している総合計画と本町が策定する中期事業推進計画の違いは

問・本町は、第1次から第4次の総合計画を策定し、40年間町政を進めてきた。現在策定を進めている中期事業推進計画との違いは。

答・副町長 総合計画は計画期間が10年、中期事業推進計画は、社会環境、経済環境の急激な変動、首長である町長の任期が1期4年という年数を内部で検討し、計画期間を8

年とし策定している。

問・計画の構成、内容の違いは。

答・副町長 総合計画に比べ、現状と課題については細かく洗い出しを行い、事業計画に結びつけていく考え方である。

第2次中期事業推進計画策定の基本的な考え方は

問・第2次中期事業推進計画の基本的な考え方は。

答・企画財政課長 基本的には、第1次中期事業推進計画を踏襲し、加えて健全な財政運営を図る。また、アンケート調査を実施し、町民のニーズを調査したい。

問・中期事業推進計画の位置づけは。

答・企画財政課長 中期事業推進計画の位置づけにつ

平成24年に策定された第1次板倉町中期事業推進計画



いては、町の最上位計画となる。

問・第2次中期事業推進計画では、基本構想、基本計画が8年間なのに、なぜ実施計画は4年間しか策定しないのか。

答・企画財政課長 実施計画については、前期4年間の計画を策定し、それを毎年度ローリングで見直しをしていく。今回はとりあえず4年間を策定するという考え方である。問・事務、事業を具体的に実

施する実施計画を4年間しか策定しないのは、計画全体の整合性が図れないと思うが。

答・企画財政課長 具体的な実施計画ということは、例えば4年間の前半計画であるので、6年目、7年目の計画についてまでは策定の段階ではないという考えである。

問・第1次中期事業推進計画では「みんなが安心して暮らせるまち」、第2次中期事業推進計画の目標、将来像は。

答・企画財政課長 まだできていない。町民アンケートの結果を踏まえて検討したい。

問・計画の基本となる第2次中期事業推進計画の人口推計は。

答・企画財政課長 人口推計については、今作業中である。

問・平成30年度の決算で収入額は108億円、単純に8年間をかけると864億円となる。第2次中期事業推進計画の財政推計は。

答・企画財政課長 具体的な推計はまだ行っていない

町の最上位計画を策定するのに民意を反映する審議会をなぜ設置しないのか

問・8年に1度の行政運営の指針を定める町の最上位計画を策定するのに、県や多くの市町村で設置している審議会をなぜ設置しないのか。

答・副町長 各種団体、区長、議会より幅広い意見は聞かせていただけると考えている。



# 使ったお金は いくらなの？

## (一般会計)

# 64億4千万円

決算額	
<b>【1. 一般会計】</b>	
歳入総額	70億3,656万2,569円
歳出総額	64億4,067万9,949円
差引残額	5億9,588万2,620円
<b>【2. 後期高齢者医療特別会計】</b>	
歳入総額	1億6,481万7,775円
歳出総額	1億6,094万6,528円
差引残額	387万1,247円
<b>【3. 国民健康保険特別会計】</b>	
歳入総額	21億4,096万0,713円
歳出総額	20億8,617万8,370円
差引残額	5,478万2,343円
<b>【4. 介護保険特別会計】</b>	
歳入総額	12億8,211万9,545円
歳出総額	12億3,716万2,510円
差引残額	4,495万7,035円
<b>【5. 下水道事業特別会計】</b>	
歳入総額	1億9,762万7,460円
歳出総額	1億7,562万5,433円
差引残額	2,200万2,027円

◆決算認定(平成30年度一般会計 主な質疑内容)

**Q 市川委員**  
ふるさと納税事業については、昨年度798名の方から寄付をいただき、一般寄付、指定寄付合わせて約1,650万円であった。事業費として約800万円とあるので、差し引きでは、850万円の収入ということになる。より



▲まちづくり協働事業で整備された公園

**A 荻野企画調整係長**  
PR不足との指摘があり、できる限りのPRは行っています。受付期間は随時とし、事業経費の範囲も広げました。行政区長さんには、行政区担当職員が申請等の手続きを手伝うことができるという話もしていますが、申請が少ない状況です。

**Q 伊藤安全安心係長**  
平成29年度の調査では空き家が250件あり、そのうち適正管理が183件、やや不適切な管理が55件、不十分な管理が12件でした。雑草や雑木の苦情もあるので、所有者を確認しながら、文書等で適正な管理を促すようにしてい

**Q 荒井委員**  
昨年度に空家等対策協議会を2回開催したとある。空き家を増やさないための抑止策と利活用が課題であると思うが、状況について伺いたい。

**Q 栗原財政係長**  
できるだけ多くの方に寄付していただくようにしたいと思うが、どのように考えているのか。

**Q 黒野委員**  
児童館運営事業の光熱水費が前年度比較で14・2%増加しているが、理由について伺いたい。

**Q 伊藤安全安心係長**  
委員ご指摘のとおり、講習会の開催に関するチラシを広報紙と一緒に配布していますが、役員さんの参加が多いと感じています。10年近く開催している中で、そうであったりも、少しずつ地域で防災意識の向上が図られていると考えています。

**Q 針ヶ谷委員**  
各行政区の集会所で防災講習会を年間15回開催し、488人が参加したとある。計算すると行政区当たり約30人の参加者である。行政区の役員さんが主な参加者かと思うが、内容について伺いたい。

**Q 針ヶ谷委員**  
教務事務局

**Q 小野田委員**  
少子化で子どもの数は減っているが、ゼロ歳児から預けたいという保護者は増えている。保育士を募集しても応募がないことだが、現状について伺いたい。

**Q 新井子育て支援係長**  
委員ご指摘のとおり、全国的な傾向として、免許を有しているも保育士の業務に就いていない方が多いようです。継続して募集をしています。民間においては、保育士の給与に問題があるということで、処遇改善を図っていますが、なかなか集まらないという状況です。今後も継続的に保育士の確保に取り組んでいきたいと考えています。

**Q 佐山総務学校係長**  
小学校の再編による削減額に関して、当初算出のスクールバス運行費5,400万円とほぼ同額くらいになると見込んでいます。スクールバスの運行費に関しては、その後距離や特例などを精査した結果、3,200万円程度

**Q 今村委員**  
小学校費が約1億6,700万円とある。小学校の再編でどの程度の経費が削減できると見込んでいるのか。スクールバスの運行費と比較して伺いたい。

**Q 佐山総務学校係長**  
平成30年度からの本稼働ということになります。通知表や指導要録の作成などで効率化が図れています。メーカーの事例では1日当たり56分ということですが、東小学校で約37分、中学校では約51分の実績となっております。

決算審査意見書

**【審査期日 令和元年8月1日(休) 監査委員 江田音吉 黒野一郎】**  
**総括的意見** 平成30年度において、一般会計及び特別会計を通じた決算は、その計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的が大方達成されたものと評価いたします。  
役場新庁舎の建設や広域防災情報伝達システムの整備により、積立金の減少や町債残高の増加が進んでいます。  
今後、地方創生に関する取り組みや行財政改革を推進していくうえにおいて、これらの状況を十分に認識し、健全な財政運営の堅持に、より一層の努力を期待するものです。

9/20最終日  
平成30年度決算  
一般会計・特別会計を  
全会一致で認定しました

監査委員の意見書とともに町長から提出された平成30年度一般会計決算及び各特別会計決算については、予算決算常任委員会において3日間をかけて審査を行い、議会最終日に採決の結果、全会一致で認定となりました。

**Q 企画財政課**  
役場新庁舎の建設が完了し、今後は旧役場庁舎の解体を来年度中に行うと聞いている。具体的な時期と費用について伺いたい。



▲解体予定の旧役場庁舎

**Q 栗原財政係長**  
旧役場庁舎の解体に係る費用については、令和2年度の当初予算に計上させていただき予定です。費用に関しては、

**Q 荒井委員**  
まちづくり協働事業補助金10万円とある。当初予算が120万円ということなので、応募する団体が少なかったということになる。補助事業ということなので、申請や報告の手続きに問題があるのかと思う

になりました。加えて最初の5年間は、2分の1の補助金がありますので、その分の削減も見込むことができます。

都市建設課

今村委員

町には道路整備計画がない。国庫補助事業の場合には国が55%を負担するということが、国庫補助事業の対象となる道路は、現時点で何路線あるのか伺いたい。



▲旧役場庁舎西側の雷電通り線

高瀬都市建設課長

委員ご指摘のとおり、町の道路整備計画はありませんが、国庫補助事業の採択を受けやすくするということが、県のほばだけ群馬・県土整備プランに基づき、道路整

産業振興課

延山委員

行政区の農村公園にある遊具の経年劣化が激しいと感じている。どこかで区切りをつけて、違う活用方法も考える時期にきているかと思うがどうか。



高瀬都市建設課長

町内に16カ所ある農村公園のほとんどが土地を借りている状況です。現状、利用者が

本間委員

板倉ニュータウンの商業用地活用検討調査事業で9社と交渉したとある。どのような業種か伺いたい。



▲駅前に広がる商業用地A区画

橋本商工誘致推進室長

商業用地に関しては、A区画、B区画、C区画があり、駅前A区画に関しては、デベロッパ（開発業者）であり、大きな建物を建てて、

その中にお店が出店するとうようなもので、例えば回転寿司や100円ショップなどです。他にコンビニエンスストアとの交渉も行いました。

黒野委員

畜産経営環境改善事業とある。現在、埼玉県で豚コレラが確認されている。その対策としては、豚舎に防護柵を整備するというものである。国や県の補助金等について伺いたい。

伊藤産業振興課長

先週県庁で協議が行われ、各市町村も補助金を出すようにとの要請がありました。防護柵を整備しなければならぬということ、国が50%、県が25%、残りの25%については、館林市、邑楽郡各町と調整し、歩調を合わせていきたいと考えています。

住民環境課

針ヶ谷委員

町内には外国人が266人居住しているとある。最近、大規模災害時の避難場所など

峯崎住民環境課長

に関する外国人向けのパンフレットの重要性が叫ばれている。町の対応について伺いたい。

亀井委員

過日、いずみの公園の池に魚が浮いていたとのことだが、原因は酸素不足か、それとも水質の悪化か伺いたい。

峯崎住民環境課長

台風対策として、池の水を抜いたことが原因です。天気が良く、気温が高かったことからアオコ（植物プランクトン）が大量発生し、酸素不足で魚が浮いてしまったということです。

税務課

総括質疑

荒井委員

平成30年度当初予算の編成方針は、経常経費の縮減、町長の基本政策の実現、地方創生の推進であったと思う。町民の意向としては、子育てしやすい環境の整備、雇用の確保、健康寿命の延伸などがある。これらのことを踏まえて、財政的に厳しい面もあるが、どのように施策に反映していく計画なのか伺いたい。

栗原町長

町民の要望は多岐にわたっている。一番の関心事は安全安心であると思う。毎年計画に沿って実行をしていくが、そこには、必ず反省と検討がある。ハード面に関しては、町民の要望だからということ、施設を造っても利用されないとか、その程度で良いのかなどということもある。二元代表制ということで、議会と

- ※なお、次の特別会計についても予算決算常任委員会審査をいたしました。会議録はホームページ等で公開します。
認定第2号 平成30年度 板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 平成30年度 板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 平成30年度 板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 平成30年度 板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

の場を広げるなど、入りやすい環境を整えていきたいと考えています。

市川委員

不妊及び不育症治療費助成事業については、15人の方が申請し、7人の方が妊娠をしているとあるが、男性不妊治療の申請はゼロ件である。どのように周知しているのか伺いたい。

山岸健康推進係長

周知については、婚姻届が出されたときに、男性の不妊治療も含めて案内をするようにしています。

青木委員

国民健康保険特別会計に8,600万円の基金が積み立てられているが、その理由について伺いたい。

小野田保険医療係長

一般会計からの赤字補てん分として国民健康保険特別会計に繰り入れたものであり、本来であれば一般会計に戻すのですが、医療費という性質上、新薬などが出ることもあ

がん対策強化推進事業についてだが、その目的はがんの早期発見であると思うが、町ではどのような対策を行っているのか。

山岸健康推進係長

国の指針で2年に1回の受診としている乳がん、子宮頸がん、胃がん検診についても毎年受けられる体制を整えたり、がんを予防する5つの健康習慣を記載した健診ガイドを配布したり、健康教育を行うなどの対応をしています。

延山委員

食生活改善推進事業を行うためには、食生活改善推進委員の協力が必要不可欠であると感じている。推進委員が現在25人ということで減少傾向にあるので、町の対応について伺いたい。

小野寺健康介護課長

新しい食生活改善推進委員ということ、明和町と邑楽町との共催により、4日間の養成講座を開催しました。板倉町からは11名の方が受講しましたが、なかなか入っていただけいない状況です。活動の

小野田委員

固定資産の評価替え業務ということで、104地点、委託料37万4千円とある。内容について伺いたい。

青木資産税係長

平成30年度については、本鑑定ということではなく、標準宅地の鑑定評価に関する時点修正となり、群馬県不動産鑑定士協会に委託をしています。

青木委員

耐用年数が経過した後の資産税についてだが、建物の固定資産と機械などの償却資産について伺いたい。

青木資産税係長

建物については、耐用年数が経過しても減失するまでは最初の価格の20%が残り、償却資産についても、所有している限り、耐用年数を経過しても5%が残ります。

健康介護課

今村委員

健康介護課

# 議 会 日 誌

## ◆8月

- 1日 決算審査
- 3日 第35回板倉まつり
- 19日 健全化判断比率及び資金不足比率審査
- 20日 邑楽郡町村議会議長会臨時会  
館林衛生施設組合臨時会
- 21日 議会運営委員会／全員協議会／議員のみ協議会
- 23日 例月出納検査  
群馬東部水道企業団全員協議会
- 28・29日 予算決算常任委員会（事務事業評価）

## ◆9月

- 5日 戦没者追悼式
- 10～20日 9月定例会（本会議、一般質問、各常任委員会）  
全員協議会／議員のみ協議会／議会広報特別委員会
- 18日 板倉町農業近代化資金審査委員会
- 21日 各地区小学校運動会／敬老の集い
- 26日 例月出納検査

## ◆10月

- 5日 板倉保育園運動会／北保育園運動会
- 10日 全国地域安全運動青パト出発式
- 11日 議会広報特別委員会
- 16日 群馬東部水道企業団全員協議会・定例会
- 18日 板倉町立小学校再編準備委員会
- 20日 第24回いたくら福祉まつり
- 21日 全員協議会／議員のみ協議会
- 23日 群馬県町村議会議長会理事会
- 25日 邑楽郡町村議会議長会臨時会  
群馬県町村議会議員研修会
- 26日 第40回板倉町民文化祭／いたくら商工祭2019
- 27日 館林地区消防組合消防隊秋季点検
- 28日 例月出納検査
- 31日 11月1日 町村監査委員全国研修会

## 議長室エッセイ

議長 延山宗一

### 複雑な仕組の軽減税率

10月1日、消費税率が8%から10%に引き上げられた。消費税導入から30年、ついに10%になった。生活に欠かせない日用品や医療品、乗物運賃などが値上がりする。一方、飲食料品などは税率8%に据え置きし、軽減税率が初めて導入された。税収増は年金、医療、介護、子育て支援などの社会保障に充てられるという。税率が二つになったことに伴い、毎日の生活にさまざまな影響が発生してくる。

税率の10%への引き上げは当初4年前を予定していたが、景気の悪化により延期されていた。今回は景気対策として必須。そのため、増税による家計への負担を和らげることを目的とした軽減税率が導入された。品目ごとに税率が異なるため、複雑な仕組みとなっている。並行して、導入されたキャッシュレス決済によるポイント還元制度。景気の落ち込みを防ぐことやキャッシュレス決済を普及させるために、来年6月まで9カ月間の措置。店舗により還元率が異なるため、税率がより複雑となる。

若い世代の人はクレジットカード、電子マネー、QRコード決済に慣れているが、中高年世代には現金による支払いからキャッシュレス決済に戸惑いがある。時代の変化に順応していきたいものです。



板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、8月28日と29日の2日間、予算決算常任委員会を開催し、総務文教福祉常任委員会と産業建設生活常任委員会が選定した全8事業について、平成30年度実施事業の事務事業評価を実施しました。

評価にあたっては、担当課局長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各議員が評価点を決定し、全員の評価点を合計して今後の

方向性を3段階に分けました。その結果、現状のまま継続すべき事業として2事業、見直し（統廃合を含む）のうえ継続すべき事業として6事業、廃止すべき事業はありませんでした。この評価結果を議会の合議結果として、次年度以降の予算編成に反映していただくよう町長へ提言しました。

◆現状のまま継続すべき事業  
・防災対策事業

- ・町道整備事業全般（町道5081号線外道路整備事業）
- ◆見直し（統廃合を含む）のうえ継続すべき事業
- ・テレホンサービス事業
- ・用地管理事業（未登記処理業務）
- ・認定農業者応援事業
- ・住宅販売促進事業（個人紹介制度）
- ・福祉タクシー利用補助事業
- ・文化的景観保護推進事業



▲事務事業評価を行う予算決算常任委員会

## 町の事務事業を評価、町長へ提言しました

◆板倉町公平委員会委員の選任について  
板倉町公平委員会委員の長谷川健一さんが、令和元年9月22日をもって任期満了となるため、引き続き選任することになりました。

◆板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
板倉町固定資産評価審査委員会委員の鈴木喜一郎さんが令和元年9月19日をもって任期満了となるため、引き続き選任することになりました。

◆平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
健全化判断比率については実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となります。本町では、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されず、連結実質赤字比率についても全ての会計が実質赤字又は資金不足ではないため、算定されませんでした。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であり、3・6%でした。また、将来負担比率は、町が翌年度以降に負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であり、3・6%でした。資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は算定されませんでした。

協議会が52項目を議論すると決めておきながら、途中30項目くらいで休会したのは、協議会軽視あるいは法定協の民主的議論を封じた、議論をさせなかったのは中里副町長のせいだと言われましたが、しばらく前の話ですが西邑楽3町では、24項目の内14項目程度で暗礁に乗り上げ、大平・岩舟では54項目中14項目で途中切り上げ、加須・騎西ではほぼ協議が整うも住民投票で加須側の否決で決着、その他全国の例を見ても、話し合いで譲れない場合その時点で休止となっており、我が協議会が例外ではありません。ご承知のように経過説明で、幹事会で合意に至らずその理由を協議会に説明し、これ以上の議論は出来ないことを第15回合併協議会で話していたので、両首長を除く出席委員19名の評決の結果休止に賛成が15名となり、3分の2以上の圧倒的多数の特別議決で決定したのであります。最大限の重視であり、もちろん民主的議論上の手続きも踏襲されていると思っております。したがって、この点からも個人攻撃はいかかかと思っておりますし、的外れでありますし、青木氏の他には見当たりません。

そもそもこれまで合意された項目も幹事会で調整した上で両首長に開催も含め内容の了解をいただ

き協議会へ上程され、可決の経緯をたどっています。6人いる幹事会の中で幹事長でもない幹事の意向がもし非民主的であり独裁的であればむしろ他の5人が同調する訳がなく、幹事会全体の意向として責任ある幹事長の名でまとめ上げられるはずがありませんし、他の幹事に失礼な話であり、幹事会として意思統一し、長の責任のもと統一見解として出されているものと見るべきであり、この点も個人攻撃は当たらないと思います。

両首長、幹事会、協議会全体を通し、いずれも休止の判断の合意をした訳であり、法に照らしお互いの主張を考え、協議会に丸投げした場合を考慮し、首長としての責任を踏まえた上での判断を総合的に下したと思っております。結果として会長の館林市長名で決定通知が出されているということであります。

また、私個人としては、協議会丸投げは避けるべきと思っております。そもそも両自治体を代表する委員が非常に少数でありまして、首長まで入れて館林12名、板倉12名、今回10名ですが、それぞれの自治体委員の過半数以上が議論を進めることに賛成できないと協議会そのものが成立しないことも考えられます。例えば館林は合併に対して12名全員賛成であり、板倉が7名反対、3名賛成の場合、板倉

の意志は反対多数であり、この時点で協議をしないことも可能であります。しかし、仮に館林に板倉の3名が加わると15名になり、賛成の館林案が3分の2の特別議決で決まることとなります。

このことは板倉町の少数派が市側と同調すれば、板倉町の意志と逆の結論を導き出せることを含んでいいます。いわゆる町における民主主義が成り立たなくなる可能性が出てくるということとなり、加えてあて職による委員の入れ替え等あった場合、一回の議論程度の賛否で大事な決定事項が動くことになり、協議会万能論も欠点を感じます。よって最後は大局的判断は首長となることは、やむを得ないと考えます。法的にもあえてそのようになっていくのであろうと思えます。協議会で協議は成立してもそれぞれの議会の一方が否決すれば、これまた多くの審議時間も泡た化す訳であり、これも協議会万能論ではない訳であります。

以上申し述べ、副町長一人の責任はみじんもなく、民主的にのった上での議論の結果での休止でありました。最後は首長同士の判断でありました。一般質問で答弁の機会がありませんでしたので、時間をいただいて栗原個人としての意見を述べさせていただきます。

## 人事案件

## 報告

## 栗原町長の定例会最終日あいさつ一部要約（青木議員の一般質問に対する見解）

※町ホームページ「町長の部屋」  
「町長の思うこと」より抜粋

◆人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員は法務大臣が委嘱します。委員の推薦については議会の意見を聞くことになっており、令和元年12月31日をもって任期満了となる松村美枝子さんを引き続き推薦することに同意しました。

◆板倉町教育委員会委員の任命について  
板倉町教育委員会委員の小島勝行さんが、令和元年10月2日をもって任期満了となるため、引き続き任命することに同意しました。

◆平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
健全化判断比率については実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となります。本町では、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されず、連結実質赤字比率についても全ての会計が実質赤字又は資金不足ではないため、算定されませんでした。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であり、3・6%でした。また、将来負担比率は、町が翌年度以降に負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であり、3・6%でした。資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は算定されませんでした。

協議会が52項目を議論すると決めておきながら、途中30項目くらいで休会したのは、協議会軽視あるいは法定協の民主的議論を封じた、議論をさせなかったのは中里副町長のせいだと言われましたが、しばらく前の話ですが西邑楽3町では、24項目の内14項目程度で暗礁に乗り上げ、大平・岩舟では54項目中14項目で途中切り上げ、加須・騎西ではほぼ協議が整うも住民投票で加須側の否決で決着、その他全国の例を見ても、話し合いで譲れない場合その時点で休止となっており、我が協議会が例外ではありません。ご承知のように経過説明で、幹事会で合意に至らずその理由を協議会に説明し、これ以上の議論は出来ないことを第15回合併協議会で話していたので、両首長を除く出席委員19名の評決の結果休止に賛成が15名となり、3分の2以上の圧倒的多数の特別議決で決定したのであります。最大限の重視であり、もちろん民主的議論上の手続きも踏襲されていると思っております。したがって、この点からも個人攻撃はいかかかと思っておりますし、的外れでありますし、青木氏の他には見当たりません。

そもそもこれまで合意された項目も幹事会で調整した上で両首長に開催も含め内容の了解をいただ

き協議会へ上程され、可決の経緯をたどっています。6人いる幹事会の中で幹事長でもない幹事の意向がもし非民主的であり独裁的であればむしろ他の5人が同調する訳がなく、幹事会全体の意向として責任ある幹事長の名でまとめ上げられるはずがありませんし、他の幹事に失礼な話であり、幹事会として意思統一し、長の責任のもと統一見解として出されているものと見るべきであり、この点も個人攻撃は当たらないと思います。

両首長、幹事会、協議会全体を通し、いずれも休止の判断の合意をした訳であり、法に照らしお互いの主張を考え、協議会に丸投げした場合を考慮し、首長としての責任を踏まえた上での判断を総合的に下したと思っております。結果として会長の館林市長名で決定通知が出されているということであります。

また、私個人としては、協議会丸投げは避けるべきと思っております。そもそも両自治体を代表する委員が非常に少数でありまして、首長まで入れて館林12名、板倉12名、今回10名ですが、それぞれの自治体委員の過半数以上が議論を進めることに賛成できないと協議会そのものが成立しないことも考えられます。例えば館林は合併に対して12名全員賛成であり、板倉が7名反対、3名賛成の場合、板倉

の意志は反対多数であり、この時点で協議をしないことも可能であります。しかし、仮に館林に板倉の3名が加わると15名になり、賛成の館林案が3分の2の特別議決で決まることとなります。

このことは板倉町の少数派が市側と同調すれば、板倉町の意志と逆の結論を導き出せることを含んでいいます。いわゆる町における民主主義が成り立たなくなる可能性が出てくるということとなり、加えてあて職による委員の入れ替え等あった場合、一回の議論程度の賛否で大事な決定事項が動くことになり、協議会万能論も欠点を感じます。よって最後は大局的判断は首長となることは、やむを得ないと考えます。法的にもあえてそのようになっていくのであろうと思えます。協議会で協議は成立してもそれぞれの議会の一方が否決すれば、これまた多くの審議時間も泡た化す訳であり、これも協議会万能論ではない訳であります。

以上申し述べ、副町長一人の責任はみじんもなく、民主的にのった上での議論の結果での休止でありました。最後は首長同士の判断でありました。一般質問で答弁の機会がありませんでしたので、時間をいただいて栗原個人としての意見を述べさせていただきます。

町

民のために機能する議会を

議会の力が上がる議員定数を



大字飯野 市川 清さん

町村にとつての悩みは、就学や就職時期に若者が流失し、現役世代が少なくなり、少子高齢化が加速することではな

いかと思います。そんな中、市町村議会では、選挙が無投票や定数割れにならないよう、議員定数を減らす動きが続いています。現に館林市や藤岡市では、定数を20人から18人に減らしています。板倉町の場合は、これ以上減らせない状況にあるかと思

います。安易に定数を減らすと、住民が議会への関心を失い、候補者が出なくなる恐れがあるからです。また、十分な議論にも支障を来たし、住民の代弁者としての役割を果たせなくなると感じているからです。議会の力が上がる議員定数を住民とともに考えていくべきではないでしょうか。

一

人ひとりの声を大切に

身近に感じられる町政を



大字海老瀬 黒田加代子さん

日々生活する中、小さな要望や改善してほしいことなどが、多少なりともあるのではないかと思います。

数年前に行われた議会だよりのアンケート結果では、「意見や要望は議員または役場に直接伝える」との回答が多数でした。私自身も身近な議員さんに伝えていきます。しかし、

「あの角にカーブミラーがあるといいね」、「乗り合いタクシーがある」と嬉しいねが、日常会話の一言です。

今後の町づくりには、住民の声がとても貴重になってくるかと思

います。一人ひとりの声がちんと町政に届き、自然豊かな板倉町で皆が心身ともに豊かに暮らせるように願っています。

『傍聴して町政を知る』

だれでも簡単にできます  
“議会傍聴”

議会の本会議は公開制となっています。会議当日、受付票に記入していただくだけで、どなたでも自由に傍聴することができます。

◆12月議会定例会（予定）

- 会期 12月10日(火)～12月16日(月)
- 議事 (1) 条例改正などの議案審議・採決  
(2) 補正予算の審議・採決  
(3) 一般質問

※会期等が変更になる場合もあります。  
※詳しい日程等については、後日議会のホームページでお知らせします。

お問い合わせ先  
議会事務局 ■82-1111(内線701)  
■82-6154(直通)

編集後記

10月12日、静岡県に上陸し、関東甲信・東北地方などに甚大な被害をもたらした台風19号。近年は台風の強大化や猛烈なゲリラ豪雨が頻発しているが、その原因の多くは地球温暖化にあるといわれている。

9月23日、国連気候行動サミットでの環境活動家グレタさんの「How dare you」という言葉が注目を集めた。これは我が国を含めた先進国の地球温暖化対策への消極的な姿勢を非難するものだ。「お金の事と経済発展の話ばかり」だと。確かに今の状況は環境よりも経済を優先させてきた結果であろう。今後は今まで以上のスピードで温暖化は進行していくことが予想されている。未来の世代に対して恥ずかしくない行動が求められる。

(議会広報特別副委員長 小野田富康記)